

土砂災害に用心！

土砂災害に備えよう

一瞬にして尊い命や、大切な財産を奪う土石流・地すべり・がけ崩れなどの土砂災害の大半は、長雨や大雨が引き金となり発生しています。

土砂災害に備え、家の周りの危険箇所を確認し、普段から自宅の裏山を見たり、避難場所や避難路を家族と話し合うことが大切です。

事前の備えや土砂災害危険箇所の確認など、詳しくは配



布した「中野市防災ガイドブック」または、市公式ホームページをご覧ください。

こんなときは要注意

大雨注意報や大雨警報などテレビ、ラジオ、防災無線などの防災情報や気象情報に注意するとともに、「急に川の水が真っ黒に濁った」「山鳴りがする」「裏山からパラパラと小石が落ちてくる」など、普段と違う状況を見たり危ないと感じたときは、ためらわず避難しましょう。災害の前触れの情報や災害情報は、市役所危機管理課危機管理防災係または長野県北信建設事務所に連絡してください。

なお、長野県ホームページ「河川砂防情報ステーション」(<http://www.sabo-nagano.jp/dps/pages/DispManager.jsp?disp=000000>)には、雨量情報などが掲載されていますので、ぜひ、ご利用ください。土砂災害警戒情報や土砂災害に関する質問・相談は、

長野県北信建設事務所「土砂災害110番」窓口(☎0269(28)0773)にお寄せください。

平日午前8時30分から午後5時15分まで、または、大雨注意報・警報発令中にご利用いただけます。

問い合わせ先
危機管理課危機管理防災係
☎(22)2111(内線285)

防災行政無線の放送内容が確認できます

市では、平常時や災害発生時の情報伝達体制を確保し、市民の皆さんの安全を守るため、防災行政無線屋外子局を市内に132基設置しています。住宅地のほぼ全域を通報可能範囲としましたが、住宅の構造や風向き、スピーカーの向きや近隣の交通事情などにより、聞きとりにくい状況になる場合があります。

こうした場合、以下の方法によって放送内容を確認することができますので、ご利用ください。

- ①NTT一般加入電話や携帯電話から確認する
(フリーダイヤル)
0120-892-560
- ②市公式ホームページから確認する
URL <http://www.city.nakano.nagano.jp>
(パソコン・スマートフォン)
「トップページの左側：お役立ちサービス」⇒「防災行政無線の内容」
(携帯電話)
「トップページ防災情報」⇒「防災行政無線放送」

土砂災害防災訓練を実施しました



5月25日(土)、土砂災害防止に関する理解を深めていただこうと、倭地区を対象に土砂災害防災訓練を実施しました。

当日は、市役所内で災害対策本部設置訓練を行い、続いて、倭小学校体育館で、土砂災害を想定した情報収集訓練や住民避難訓練などを実施しました。

水道メーターの「斉交換を行います」

水道メーター（量水器）は「計量法」により、その有効期間が8年と定められているため、市では有効期間の満了前に、新しい水道メーターに交換します。

交換対象 平成17年に製造されたメーター
 交換期間 7月下旬～12月上旬

メーター交換に当たって

- ・6月1日現在で、対象のメーター（閉栓中も含む）を設置中の方には、事前にはがきでお知らせします。
- ・メーターの交換費用は市が負担しますので、お客様への費用請求はありません。
- ただし、メーター交換と併せてメーターボックスの修繕などの別工事を依頼された場合は、お客様の負担となります。
- ・メーター交換は市が委託した水道事業者が行いますので、交換作業時の敷地への立ち入りについて、あらかじめご了解ください。なお、ご不在の場合でも交換作業をさせていただきます。

交換時は一時断水となりますので、都合が悪い場合は日時などを水道事業者と打ち合わせてください。

交換工事後、メーター付近から漏水などを発見した場合は、上下水道課へご連絡ください。

メーターボックスの上に物を置いたり、駐車しないよう、ご協力をお願いします。

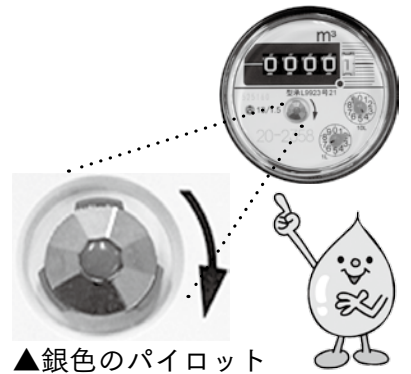
漏水の早期発見のために

敷地内にある水道管は原則として、お客様に管理していただくことになっていきます。

水道メーターより宅地側で漏水している場合、水道メーターで確認することができま

すので、次の順序で月に一度はご確認ください。

- ① 宅内の蛇口などを全て閉めてください。
 - ② 量水器のふたを開け、水道メーターをご覧ください。
 - ③ 銀色のパイロットをご確認いただき、パイロットが回っていれば、漏水している可能性があります。
- 漏水している場合は、市指定工事店へ修理を依頼してください。



▲銀色のパイロット

ください。その際の修理費用はお客様のご負担となります。（「くらしの便利帳」および市公式ホームページに指定工事店一覧表を掲載してあります）

なお、土の中など、目に見えない場所での漏水に対しては、料金の軽減措置がありますが、水道料金は原則として「漏水した料金の半分はお客様負担」となります。（下水道使用料などは例外あり）

※漏水箇所がボイラー、温水器、給湯設備などの場合、市指定工事店または器具を取り付けた業者へご連絡ください。（原則として、料金の軽減対象になりません）

問い合わせ先
 上下水道課 水道係・営業係
 ☎(22) 2111 (内線 282・284)

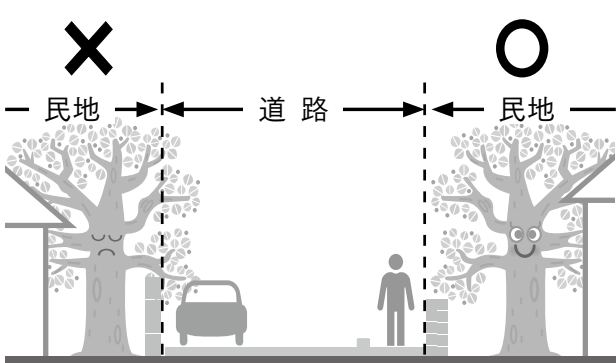
道路への枝の「はみ出し」に「注意」ください

夏は、植物が繁茂する季節です。お宅の樹木などは道路に「はみ出て」いませんか？ 道路や歩道に「はみ出た」樹木の枝は、見通しを悪化させたり、通行の障害になるなど、交通事故の原因になります。

樹木の所有者の方は、道路にはみ出ないように、枝打ち、移植、伐採など適切な管理をお願いします。

土地の所有者には、民法の規定により所有地内に存在する樹木などを適切に管理する義務があり、これに起因して車両や歩行者に事故が発生した場合は、所有者の管理責任が問われ、場合によっては賠償請求されることもあります。

災害など緊急性がある場合は、枝の伐採などは行いません。個人で伐採などができない場合は、造園業者などにご相談ください。



伐採した枝などは、全戸に配布した「ごみと資源物の正しい分け方」に基づいて処分してください。（直径12センチ以下のものを幅50センチ、直径30センチぐらいに束ね、ひもでしっかりと縛り、45円の証紙シールを張る）

なお、野外焼却は行わないようお願いいたします。

問い合わせ先
 道路河川課 監理係
 ☎(22) 2111 (内線 263)